

第80号議案

豊川市職員給与条例及び豊川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

豊川市職員給与条例及び豊川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年11月30日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市職員給与条例及び豊川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(豊川市職員給与条例の一部改正)

第1条 豊川市職員給与条例(昭和27年豊川市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第18条の6第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 豊川市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第18条の6第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(豊川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 豊川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年豊川市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 豊川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、

令和3年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、給与制度の適正化を図るため、職員の期末手当を見直す必要があるからである。